平成17年(行ウ)第23号 公務外認定取消請求事件

原 告 大友 博子

被 告 地方公務員災害補償基金宮城県支部長

証 拠 説 明 書

平成19年4月17日

仙台地方裁判所 第1民事部合B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 安西 愈

弁護士 井上 克樹

弁護士 松原 健一

乙号証	標題	作成者	立証趣旨 備考	
1 6	意見書	黒木宣夫医師	うつ病の原因、雅義のうつ病発 症時期、うつ病の重症度は自殺 念慮と関係のないこと、軽症う つ病の者にも自殺念慮は生じる こと等。	原本
17 <i>0</i>)	判決(大阪高判 平11.12.9)	大阪高裁判事	本人基準説は採用されていない こと、公務過重性がなければ、 公務起因性は認められないこと、 公務がたんなる誘因にすぎない ときは、公務起因性はないこと。	写し
17の	決定(最2小判	最高裁判事	同上	写し

2	平12. 6. 23)			
18 <i>0</i>	判決(仙台公判平14.12.18)	仙台高裁判事	同上	写し
18 Ø	決定(最 1 小判 平15. 7. 17)	最高裁判事	同上	写し
19		の認定基準に	脳·心臓疾患の時間外労働の基準 は、睡眠時間を根拠としているこ と。	写し